

居宅介護支援事業所

生協介護センターこだま運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は医療生協さいたま生活協同組合が開設する居宅介護支援事業所 生協介護センターこだま以下、「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下、「介護支援専門員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援業務を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅介護支援業務を行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に居宅介護支援業務を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 生協介護センターこだま
- ②所在地 埼玉県児玉郡上里町七本木3556-4
アバンティメゾン102

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ②介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③事務職員 1名(非常勤兼務職員)
事務職員は事業所を運営するために必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ②営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③連絡体制 電話等により 24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|-----------------|--|
| ①利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内。および必要に応じて利用者の居宅 |
| ②使用する課題分析票の種類 | 医療生協さいたまアセスメントシート、または、居宅サービス計画ガイドラインのいずれかを選択 |
| ③サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内。必要に応じて利用者の居宅。 |
| ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 (制度に合わせて対応) |
| ⑤モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、本庄市、上里町、神川町、美里町とする。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに利用者の家族および医療機関等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めるものとする。

- ① 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村等の担当部署、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- ② 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。
- ③ 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者とその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、「医療生協さいたまの個人情報保護方針」及び関連規程を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者とその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理の対応)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるとともにサービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制を整備するものとする。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示

の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定居宅介護支援等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関する事
 - ア) 虐待防止委員会を開催しその結果について従業者に周知徹底を図る
委員会の開催 年1回以上
 - イ) 虐待の防止のための指針の整備
 - ウ) 虐待の防止のための研修の実施 採用時研修 採用後3ヵ月以内
継続研修 年1回以上

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置。

委員会の開催 年1回以上

- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備

- ③身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3ヵ月以内

継続研修 年1回以上

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上
- ③ 虐待防止のための研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 9月 1日一部改定。

平成19年 7月 1日一部改定。

平成19年 8月 1日一部改定。

平成20年 4月 16日一部改定。

平成20年 6月 1日一部改定。

平成20年 11月 4日一部改定。

平成20年 11月 16日一部改定。

平成25年 3月 16日一部改定。

平成30年 8月 27日一部改定。

令和 3年 4月 1日一部改定。

令和 5年 3月 15日一部改定。

令和 5年 6月 1日一部改定。

令和 6年 4月 1日一部改定。